

副会長として 取り組んでいる 2つの課題

副会長に就任してはや4ヶ月が経過しました。今は未だ余裕のないままに流されているといった状態ですが、夏期合同研究が終わりましたので、今後は、私に課せられた課題にじっくり腰を据えて取り組みたいと考えています。

私が担当している委員会は人事に関するものと弁護士業務に関するものが中心です。本稿では、私が所管する業務のうち、弁護士の活動領域の拡大、弁護士紹介制度について記しておくこととします。

弁護士の活動領域の拡大について

弁護士はあらゆる分野において社会生活上の医師としての役割を果たすことが求められています(司法制度改革審議会意見書)。しかし、現実の日本の社会はさほど弁護士を必要としていません。ですから、座して待っているだけでは展望は開けないと思います。行政、企業、団体等のニーズの掘り起こしのために弁護士会が積極的に活動すべきです。弁護士会は弁護士が行政、企業、団体等のために何ができるのかを積極的に提示し、着実に一步一步道を切り開いていく必要があると思います。

行政法務の分野については、本年度、自治体法務等研究部ができたので同研究部を中心にして、

- ①江戸川区、墨田区、浦安市、東京都特別区職員研修所での債権管理に関する職員研修
- ②「自治体職員のための債権管理マニュアル」(仮称)の発刊
- ③自治体からの債権回収業務の受任
- ④自治体職員のためのメール相談事業(江戸川区と契約締結)
- ⑤任期付き公務員の経験交流会、官庁との意見

副会長 須田 徹

主な担当業務
人事、裁判官選考検討、弁護士業務改革、紛議調停、非弁取締、弁護士倫理、業務妨害、国際、OA刷新など



交換会の実施

⑥自治体へのミニ包括外部監査の紹介(本年度日弁連業革シンポ第3分科会で取り上げます)等を実施したいと考えています。

企業法務の分野については、事業承継、コンプライアンス部門に力を入れ、弁護士業務改革委員会を中心にして、

- ①検討チームの立ち上げ
- ②中小企業団体、医師会との意見交換会
- ③上記業務に関係する税理士会、中小企業診断士等との意見交換会、業務提携等を実施したいと考えています。

弁護士紹介制度について

本年4月1日、当会に弁護士紹介制度が誕生しました。本制度は、弁護士会が、国、自治体、企業、一般市民等からの要請を受けて、特定の部門・分野に詳しい弁護士を紹介するもので、依頼者サイドに立った画期的なものです。

本制度はひとまず事業者等向け5部門と特定分野3部門で業務を開始しましたが、これだけでは真に市民のニーズに応えたものとは言えません。先ず以てメニューを拡充することが必要です。これを本年度の第1の目標にしています。また、本制度についての広報・宣伝も大事です。そのために本年度800万円の予算がついており、これを有効に活用したいと考えています。

今年の役員はそれぞれが得意分野を担当しており、うまく棲み分けができています。業務畑の私は上記2つの課題を中心に取り組み、その職責を全うしたいと考えています。